

島本町教育委員会 会議録（平成28年第6回 定例会）

日 時	平成28年5月30日（月） 午前9時30分～午前10時35分	
場 所	島本町役場 地階 第四会議室	
出 席 者	新井委員、中川委員、藤田委員 北河部長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、高島参事、藪内係長、島本主査、中谷 （教育推進課） （生涯学習課）吉田課長、大柴主幹、南田参事 （子育て支援課）齊藤課長	
委 員 及 び 事 務 局 職 員		
欠 席 者	岡本教育長、高岡委員	
委 員		
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第25号議案	島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	第26号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について
	第27号議案	平成28年度教育費補正予算（案）について
	第28号議案	島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について
	第10号報告	懲戒免職処分取消請求控訴事件の答弁書について
議 決 事 項	第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案	
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり	
そ の 他	傍聴者2名	

教育長職務代理者 本日、岡本教育長及び高岡委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席委員は3名です。

定足数を満たしておりますので、平成28年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、中川委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、中川委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第25号議案「島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長 本条例につきましては、平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度の中で新たに認可保育所として位置づけられた、小規模保育事業や事業所内保育事業などの設備及び運営に関する基準を定めているものです。

改正理由といたしましては、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、第30条につきましては、建築基準法施行令が改正され、特別避難階段の設備基準に係る規制が合理化されましたので、建築基準法施行令からの引用箇所について所要の改正を行うものです。

第31条第3項、第33条第3項及び第46条第3項につきましては、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び事業所内保育所について、必要となる保育士の数の算定に准看護師も保育士とみなせることを追加するものです。

附則第6項から第9項につきましては、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を定めています。

附則第6項につきましては、当分の間、朝夕等の時間帯に年齢ごとの配置基準に基づいて算定して必要な保育士数が1となる場合は、保

育士配置に係る要件が緩和されることについて規定するものです。

附則第7項につきましては、必要となる保育士の数の算定に幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を保育士とみなせることを規定するものです。

附則第8項につきましては、1日につき8時間以上開所していることなどによって、保育士の総数が利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えているときは、その差の範囲内で、町長が認める者を保育士とみなすことができることを規定するものです。

附則第9項につきましては、附則第7項及び第8項の規定を適用する時に、保育士資格を持つ者を全体の3分の2以上置かなければならないことを規定するものです。

新旧対照表をご覧ください。まず、第30条は小規模保育事業A型の設備基準を定めています。表中4階以上の階の避難用の欄に建築基準法施行令からの引用箇所を改正するものです。

次に、現在保育所の運営にあたって必要となる保育士の数の算定に保健師又は、看護師を1人に限り保育士とみなして数えることができますが、国の基準の改正に伴い本町においても准看護師を保育士とみなすことができるよう、31条、33条、46条の定義に追加するものです。

また、附則第6項から第9項につきましては、小規模保育事業A型と保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例です。

参考資料「保育士配置要件の特例の概要」をご覧ください。まず附則第6項につきましては、①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例について定めています。

必要保育士数については、現行では、歳児別の配置基準に応じて必要な保育士数の合計数に1人を加えた数以上の配置が必要となっています。

これは、朝や夕方など児童数が少ない時間帯においても同様となっていますので、それに関して弾力化するものです。

具体例で申しますと、現行では児童3人に対して、保育士2人の配置が必要となりますが、改正後は、必要保育士は1人となります。ただし、この場合も、保育士1人に加えて保育士と同等の知識及び経験

を有する町長が認める者を配置することが必要となります。

なお、この特例は具体例のように配置基準に基づく保育士の合計数が1となった場合のみ適用されます。

附則第7項につきましては、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例となっています。

必要な保育士の算定に幼稚園教諭及び小学校教諭等を3分の1以内で算定することができるものです。

なお、国の見解では、「幼稚園教諭については3歳児以上、小学校教諭については5歳児以上を中心的に保育することが望ましい」とされています。

附則第8項につきましては、③の保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例です。

具体例で見ますと、必要保育士は6人となりますが、8時間以上開所している場合などは、勤務のシフトに対応するため、時間外保育士など更に保育士が必要となりますので、この6人を越えた必要保育士について、町長が認めた者を配置できることとなります。

附則第9項につきましては、④のとおり、①以外の特例について、各時間帯3分の2以上は有資格保育士が必要であることを定めています。

施行期日については、公布の日からとします。

なお、本条例の改正は6月の定例会議に上程する予定です。また、町内にある4つの保育所の基準につきましては、大阪府の条例に従うものとなり、既に国の基準に従う形で条例が改正されています。

教育長職務代理者 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員 町長が認めた者とは、どのような基準で認めるのでしょうか。

子育て支援課長 国や都道府県において、子育て支援員の養成プログラムという制度があり、その中の地域型保育所のプログラムを履修された方を保育士と同等の知識及び経験を有する町長が認める者とします。

委員 その養成プログラムはどういったところで実施されるのでしょうか。

子育て支援課長 基本的には都道府県で行うものです。政令市など大きな自治体では独自に実施することもあるそうですが、本町においては大阪府が実施

するものを利用することとします。

委員 改正により看護師でなく准看護師でも良いとなるとのことですが、保育施設の運営の面で、准看護師でも問題はないのでしょうか。

子育て支援課長 看護師と准看護師では資格としては異なるため、看護師の方が望ましいとは思いますが、今後保育施設の拡充に伴い、保育士同様看護師の確保が難しくなると想定されるため、国の規準に基づき、改正を行うものです。なお、本町の保育所では現在看護師が配置されています。

教育長職務代理者 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第26号議案「島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

子育て支援課長 改正理由といたしましては、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の段階的無償化に向けた負担軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令が改正され、それに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、第2条につきましては、条例において使用する用語の定義について、その参照元となる法令に子ども・子育て支援法施行令を追加するものです。

別表第1及び別表第2につきましては、特定教育・保育施設等からの教育・保育を受けた場合の保育料表について、年収約360万円未満相当の世帯の多子軽減に伴う多子計算の年齢制限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等について、負担軽減する旨を規定するものです。

別添資料3をご覧ください。多子世帯の保育料負担軽減について、平成28年度における幼児教育の段階的無償化の具体的な内容ですが、まず多子世帯の軽減策として、現行では1号認定、教育認定については小学校3年生まで、2号、3号認定、保育認定については、小学校就学前までが多子計算の算定対象とされていました。

下の左の図を見ていただくとわかるように、第1子が小学校3年生、第2子と第3子が幼稚園に通っている場合、保育料は第2子が半額、第3子が無償となりますが、真ん中の図のように第1子が6年生の場合は、算定の対象外となりますので、保育料は第2子が第1子の扱いとなり満額で、第3子が第2子扱いで半額となりますので限定的なものとなっていました。

今回の改正においては、年収約360万円相当世帯について、この年齢制限を撤廃し、それによって第2子半額、第3子以降無償化が完全実施となるものです。

次に、ひとり親世帯等の保育料負担軽減については、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充するものです。

現行では、世帯の収入に応じて無料または1000円を引き下げており、このひとり親世帯等への優遇措置を年収約360万円未満相当に対して拡充するものであり、概要としては、現行から第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料は無償とするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、条例改正後の規定は平成28年4月1日から適用するものといたします。

なお、本条例の改正は6月の定例会議に上程する予定であり、条例改正に伴い、規則改正も必要となりますので、次回の教育委員会定例会でお諮りしたいと思います。

教育長職務代理者 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第27号議案「平成28年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 資料の「平成28年度教育費補正予算総括表」をご覧ください。

歳入につきましては、国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校施設整備費補助金 学校施設環境改善交付金で1,691万5千円を減額、同じく教育費国庫補助金 教育総務費補助金 子ども・子育て支援整備交付金で1,664万2千円を増額、府支出金 府補助金 教育費府補助金 教育総務費補助金 教育コミュニティづくり推進事業費補助金で30万円を増額、同じく教育費府補助金 教育総務費補助金 子ども・子育て支援整備交付金で1,664万2千円を増額、同じく教育費府補助金 教育総務費補助金 新子育て支援交付金で500万円を増額、歳入合計で2,166万9千円を増額するものです。

歳出につきましては、教育費 教育総務費 事務局費で95万円を増額、同じく放課後子ども支援費で7,817万2千円を増額、小学校費 学校管理費で555万5千円を増額、社会教育費 社会教育総務費で17万7千円を増額、歳出合計で8,485万4千円を増額するものです。

なお、資料の3ページ、4ページには、子育て支援課が執行する予算である民生費につきまして、参考として記載しています。

歳出内訳につきまして、事務局費 一般事務事業 備品購入費 庁用器具費30万円の増額は、今回、大阪府の教育コミュニティづくり推進事業費補助金を活用し、本町の小学校において実施している放課後学習会でパソコンを活用し、府教育センターなどが提供している教材を利用する取組を行うことができるようにパソコンを購入するために計上しているものです。事務局費 海外帰国児童生徒指導協力者派遣事業 報償費 報償金60万円及び消耗品5万円の増額は、平成27年度末に海外から帰国し、日本語が十分に理解することができな

い児童が小学校に在籍していることから、当該児童の学校生活を支援するために語学が堪能な指導協力者を該当校に派遣するための報償金と必要な事務用品を購入するために計上しているものです。また、小学校費 第四小学校校舎増築事業 委託料 委託料555万5千円の増額は、今後、第四小学校では児童数の増加に伴い、現有の教室数では必要な教室数をまかなうことができなくなる見込みであることから、校舎棟を増築し、教室を確保するための実施設計を行うための業務委託料として計上しています。

子育て支援課長

資料2 ページ歳出内訳説明書の 放課後子ども支援費 学童保育室整備事業については、第四学童保育室新棟設置に係る予算を計上しています。

委託料158万5千円は第四学童保育室新棟設置工事監理業務です。

工事請負費7,467万9千円は、第四学童保育室新棟設置工事の7,459万5千円と防犯設備設置工事の8万4千円です。

備品購入費190万8千円は、事業用備品です。

資料の3ページ、4ページの子育て支援課が執行する予算である民生費につきまして、歳入は、国庫支出金 国庫補助金 民生費国庫補助金 児童福祉費補助金 子どものための教育・保育事業補助金で62万1千円を増額します。これは、国制度の改正により、先ほどご説明いたしました幼児教育無償化に伴う子ども子育てシステム改修に係る国庫補助であり、補助率は2分の1となっています。

歳出につきましては、民生費 児童福祉費 児童福祉総務費で138万2千円を増額するものです。

歳出内訳につきましては、児童福祉総務費 一般事務事業に、現在公募しております小規模保育事業者の選定にあたり、社会福祉施設整備審査委員会に関する予算を増額補正しております。

非常勤職員報酬として、委員5名で3回分の報酬が11万3千円、費用弁償が5千円、事務用消耗品が1万3千円、会議賄が2千円、郵便料が4千円、電子複写機借上 コピー代として3千円を計上しています。

また、委託料の124万2千円の増額は、子ども子育てシステム改修業務委託料となっています。

生涯学習課長 社会教育総務費 社会教育総務事業 報酬 非常勤職員報酬17万7千円の増額につきましては、埋蔵文化財等調査員の通勤に伴う割増報酬が発生したことによる増額です。

教育長職務代理者 これより、本案に対する質疑を行います。
質問のある方は挙手願います。

委員 歳入について、第二小学校西館トイレの改修に係る補助金について、内示額が0円であったとのことですが、どういうことでしょうか。

教育総務課長 今年度、第二小学校西館トイレの改修を行うための予算について、国に補助金申請を行っていましたが、国の補助金に係る予算を上回る要望が各自治体からあったことから、審査の結果、本補助金については却下となったものです。

委員 放課後学習で使用するパソコンは、全学校に配置予定ですか。

部長 小学校すべてに配置する予定です。すべて国の補助金がつくこととなっています。国や大阪府が提供している教育用ソフトを活用するために配置いたします。

委員 ネット環境も整備されるのでしょうか。

部長 ネット環境整備は行いませんので、パソコンのみ購入することとなります。学校では、現在あるネット環境の中で実施していただきます。

委員 埋蔵文化財等調査員が今年度1名増えています。新たな発掘現場があるのでしょうか。

生涯学習課長 関西電力のグラウンド跡地やサントリーの倉庫跡地の開発が予定されているため、調査員を増員しています。なお、今回の増額については、当初予算作成時には、町内の方をお願いする予定で通勤費を計上していませんでしたが、この度採用となった方が町外の方となったことから通勤費が必要となったため、計上するものです。

委員 海外帰国児童生徒指導協力者派遣事業について、どのくらいの指導者が必要になるのでしょうか。

教育総務課長 指導が必要となる児童は1人です。指導協力者派遣については、1回あたり5千円で、週3回40週分としてお願いしています。

教育長職務代理者 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

第28号議案「島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 島本町立小・中学校結核対策委員会につきましては、町立小・中学校における結核対策の充実を図るために設置する機関です。主に、町立小・中学校における結核健診の実施状況及び結果を把握し、精密検査の対象となる児童・生徒の管理方針を検討しています。今回、平成28年度の精密検査の対象となる児童・生徒の選定にあたりまして、会議を開催する必要があることから、委員の委嘱につきまして、ご審議をお願いするものです。

委員の構成につきましては、島本町立小・中学校結核対策委員会規則第2条に規定しています。結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師としまして栗山隆信医師を、町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者として、中小路隆裕医師を高槻市医師会から推薦いただきました。また、大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者として、狭間礼子参事兼地域保健課長を茨木保健所から推薦いただきました。町立小・中学校長としましては、第三小学校の加藤校長先生が、町立小・中学校の養護教諭としましては、第四小学校の米盛先生が今年度の担当となっています。任期につきましては、島本町立小・中学校結核対策委員会規則第3条に規定しており、平成29年3月31日までです。

教育長職務代理者 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員 昨年度の精密検査の対象者とその結果を教えてくださいませんか。

教育総務課長 昨年度は、1名が精密検査の対象となりましたが、結果は異常あり

ませんでした。

教育長職務代理者 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。
お諮りします。

第10号報告につきましては、人事案件でございますので、教育委員
会会議規則第15条の規定により、秘密会とすることよろしいで
しょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しまし
た。

(傍聴者・一部事務局職員退室)

教育長職務代理者 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10号報告「懲戒免職処分取消請求控訴事件の答弁書について」
を議題とします。事務局の説明を求めます。

次長 [懲戒免職処分取消請求控訴事件の答弁書について説明]

教育長職務代理者 ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長職務代理者 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

(一部事務局職員入室)

教育長職務代理者 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これもちまして、平成28年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。